

国保だより

第21号 令和8年7月
大田市国民健康保険（市民課）



《市ホームページ》
「こんにちは！国保です」

令和8年度の保険料率が決まりました

保険料額は、次の料率により算出し、所得割額・均等割額・平等割額を合計したものです。

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	子ども・子育て 支援金分	内 容
所得割	8.4/100	2.65/100	2.35/100	0.35/100	加入者の前年の所得に応じて計算します
均等割	29,040円	9,480円	9,960円	1,320円	加入者の人数に応じて計算します
平等割	18,360円	5,880円	4,680円	840円	一世帯ごとの料額です
賦課限度額	67万円	26万円	17万円	3万円	区分ごとの負担上限額です

- ・40歳から64歳は、医療分・後期高齢者支援金分に加えて介護分の納付が必要です。
- ・子ども・子育て支援金分の均等割は、18歳以上のみ賦課されます。均等割には18歳以上均等割（36円）を含んでいます。

令和8年度 大田市の平均保険料額（年額）

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	子ども・子育て 支援金分	計算方法
一世帯あたり	95,946円	31,081円	—	3,888円	保険料総額 ÷ 世帯数
一人あたり	71,000円	23,000円	24,000円	3,000円	保険料総額 ÷ 被保険者数

令和7年度 県内8市の医療費などの状況（年額）

（単位：円）

項目		大田市	松江市	浜田市	出雲市	益田市	安来市	江津市	雲南市
保険料	世帯あたり	126,553	147,184	112,502	155,978	135,374	139,039	115,913	129,450
	一人あたり	90,930	106,012	83,893	106,895	96,555	95,700	87,163	92,305
医療費	一人あたり	570,477	502,611	575,653	524,885	519,063	509,628	649,393	573,741

保険料：令和7年度医療分＋後期高齢者支援金分見込み

医療費：令和7年度分見込み

令和 8 年度制度改正について

軽減基準額 国民健康保険料軽減（5割軽減・2割軽減）の対象となる所得の基準が引き上げられました。区分ごとの基準額は下表のとおりです。

軽減区分	令和 7 年度（改正前）	令和 8 年度（改正後）
7 割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等(※ 1) の数 - 1)	
5 割軽減	43万円 + 30.5万円 × 被保険者等(※ 2) の数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 31万円 × 被保険者等の数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2 割軽減	43万円 + 56万円 × 被保険者等の数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 57万円 × 被保険者等の数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

- ※ 1 給与所得者等とは…一定の給与所得者（給与収入55万円超） または
公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者
- ※ 2 被保険者等とは …国民健康保険の被保険者 および
国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する者

賦課限度額

保険料の賦課限度額が引き上げられました。
区分ごとの負担額は右表のとおりです。

保険料区分	令和 7 年度（改正前）	令和 8 年度（改正後）
医 療 分	66万円	67万円
後期支援金分	26万円	
介 護 分	17万円	
子ども・子育て分	—	3万円

入院時食事療養費の標準負担額（令和 8 年 6 月 1 日変更） ※ 1 食あたり

所得区分		～令和 8 年 5 月	令和 8 年 6 月～
・ 下記以外の人（カッコ内は一部の場合）		510円 (300円)	550円 (330円)
・ 住民税非課税世帯(オ) ・ 低所得者Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日まで	240円	270円
	過去12か月の入院日数が90日を超える	190円	220円
・ 低所得者Ⅰ		110円	130円

入院時生活療養費（食費）の標準負担額（令和 8 年 6 月 1 日変更） ※ 1 食あたり

65歳以上の人が療養病棟に入院したとき。
(カッコ内は医療機関の施設区分により異なる。)

所得区分	～令和 8 年 5 月	令和 8 年 6 月～
・ 下記以外の人	510円 (470円)	550円 (510円)
・ 住民税非課税世帯(オ) ・ 低所得者Ⅱ	240円	270円
・ 低所得者Ⅰ	140円	160円

高額療養費制度の低所得者Ⅰの基準額（令和 8 年 8 月 1 日施行）

70歳以上の住民税非課税（所得が一定以下）の基準
令和 7 年の老齢基礎年金（満額）支給額826,500円を踏まえて、基準額の見直しがおこなわれる予定です。

年金収入額	～令和 8 年 7 月	令和 8 年 8 月～
	806,700円以下	826,500円以下

高額療養費

マイナ保険証を利用すると、「限度額適用認定証等」の提示をすることなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

●医療費が高額になる場合 市民課または各支所で「限度額適用認定証等」の交付手続きができます。

病院などで医療費を精算する際に、あらかじめ支払額を自己負担限度額で止めたい場合は、

限度額適用認定証 または **限度額適用・標準負担額減額認定証** の提示が必要となります。

※ 所得区分により医療機関等窓口での「限度額適用認定証等」の提示が不要な場合もあります。

●払い戻しは2年以内（保険給付を受ける権利が時効により消滅する前まで）にお手続きください

ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。大田市では、高額療養費が発生した場合に、該当する人へご案内しています。

自己負担限度額（月額）（令和8年8月1日変更）

【70歳未満】

所得区分			月額限度額		年間上限額
			3回目まで	4回目以降※1	
住民税課税世帯	所得901万円超	ア	270,300円 医療費が901,000円を超えた場合は超えた部分の1%を加算	140,100円	168万円
	所得600万円超 901万円以下	イ	179,100円 医療費が597,000円を超えた場合は超えた部分の1%を加算	93,000円	111万円
	所得210万円超 600万円以下	ウ	85,800円 医療費が286,000円を超えた場合は超えた部分の1%を加算	44,400円	53万円
	所得210万円以下	エ	61,500円	44,400円	53万円 (一部41万円)
住民税非課税世帯			オ	36,900円	24,600円

【70歳以上】

所得区分			月額限度額		年間上限額
			3回目まで	4回目以降※1	
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上		270,300円 医療費が901,000円を超えた場合は超えた部分の1%を加算	140,100円	168万円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上		179,100円 医療費が597,000円を超えた場合は超えた部分の1%を加算	93,000円	111万円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上		85,800円 医療費が286,000円を超えた場合は超えた部分の1%を加算	44,400円	53万円
所得区分			外来＋入院限度額（世帯）B		年間上限額
			外来（個人単位）A	3回目まで 4回目以降※2	
一般 課税所得145万円未満等			22,000円 外来年間上限額216,000円	61,500円 44,400円	53万円 (一部41万円)
住民税 非課税 世帯	低所得者Ⅱ		11,000円 外来年間上限額96,000円	25,700円 24,600円	29万円
	低所得者Ⅰ		8,000円	15,700円	18万円

・年間上限額は8月～翌年7月の1年間で計算します。

・一般、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、Aの限度額適用後にBの限度額を適用します。

※1 過去12か月間で、限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額です。

※2 過去12か月間で、Bの限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額です。

マイナ保険証に関する よくある質問について

マイナ保険証※をぜひご利用ください

※ 保険証利用登録がされた個人番号カード（マイナンバーカード）のこと

●マイナ保険証を保有していない場合は？

「資格確認書（従前の健康保険証に代わるもの）」が交付されますので、引き続き医療を受けられます。

●本人がマイナ保険証の利用が困難な場合は？

施設に入所している人や障がいをお持ちの人など、マイナ保険証の利用が困難な人は、市民課または各支所で「資格確認書」の交付手続きができます。

●マイナ保険証を利用するメリットは？

- ①事前の手続きなしで、高額な医療費の支払いが自己負担限度額までになります。
（同一月・同一医療機関の支払いに限る。）
- ②本人に同意いただくことで、過去の手術以外の診療・お薬・特定健診情報をもとに、より適切な医療を受けられます。
- ③マイナポータルで、お薬・特定健診・医療費通知情報などが閲覧でき、自身の健康管理に役立ちます。

毎年受けよう！ 特定健診 受診期間 6月～12月

自己負担金 無料

特定健診の対象は40歳以上の国民健康保険加入者です。

5月下旬に、黄色い封筒で「特定健診受診券」を送付しています。

特定健診は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを発見するための検査です。腹囲の測定などにより、メタボリックシンドロームに該当する人とその予備群となる人を早期に発見し、改善の指導をおこなうことを目的として、各医療保険者により年1回実施されます。

健診でわかる自身の健康。定期的な受診で安心を手に入れましょう。



ご注意ください!!

大田市国保が実施する「人間ドック（脳・外来）」を受診する人は、特定健診を受けられません。
（検査内容が重複するため）



上手にお薬と付き合うために

●かかりつけ薬局を決めましょう

過去に渡した薬や相談内容を記録し、体調や体質なども理解したうえで調剤をしてくれます。薬の重複や飲み合わせの確認もできます。

●お薬手帳を活用しましょう

自分が使っている薬の名前・量・日数・用法などを記録できる手帳です。

副作用歴、アレルギーの有無、過去にかかった病気、体調の変化などについても記入できます。

●ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう

先発医薬品と同等の医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された、先発医薬品より安価な薬です。ジェネリック医薬品を利用することで、患者さんの自己負担を軽減するだけでなく、一人ひとりの節約が国全体の医療費の節約となり、医療保険制度を守り続けることにもつながります。

大田市国保では、先発医薬品を利用した人のうち、ジェネリック医薬品に切り替えが可能な人に対して、切り替えた場合の自己負担軽減見込額を計算して通知しています。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。



お問い合わせ



- | | | |
|------------------|----------|-------------------|
| ○資格・給付に関すること | 市民課保険年金係 | ☎0854 - 83 - 8154 |
| ○保険料算定に関すること | 税務課市民税係 | ☎0854 - 83 - 8022 |
| ○保険料納付に関すること | 税務課収納管理係 | ☎0854 - 83 - 8026 |
| ○マイナンバーカードに関すること | | |
| | 政策企画課 | ☎0854 - 83 - 8005 |
| ○温泉津支所 | 市民生活課 | ☎0855 - 65 - 3111 |
| ○仁摩支所 | 市民生活課 | ☎0854 - 88 - 2111 |